

藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法第115条の45及び厚生労働省が定める地域支援事業実施要綱に規定する一般介護予防事業として、地域において住民主体の介護予防活動を実施している団体に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に基づき、予算の範囲内において藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 藤沢市地域の縁側（介護予防特化型）（以下、地域の縁側（介護予防特化型）という。）は、地域の介護予防の拠点として、高齢者が社会参加や生きがい、役割を認識することで介護予防を推進していくことを目指して、市としてその整備、運営等を支援し、介護予防活動が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に規定する補助金の交付は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体に対して行うものとする。

(1) 実施会場について

- ア 市内の固定した屋内の会場で、会場内にトイレが設置されていること。
- イ 65歳以上の高齢者が20人以上集い、運動することができる広さがあること（トイレ、キッチン等を含まない供用スペースが、30㎡以上あること）。

(2) 実施内容について

- ア 1回の開設時間は、日中の時間帯（9時～17時）の間で2時間以上を確保すること。
- イ 開所時間中は、専従の人員を配置し、来所者と個々にコミュニケーションを取りながら体調の確認や必要に応じて日常生活の助言を行うこと。
- ウ 開所時間中は、介護予防運動の時間とし、来所者に対し、実践の働きかけを行うこと。また、余った時間を使い、口腔機能の向上や低栄養に関する学習など、フレイルの予防に取り組むこと。
- エ 地域の介護予防の拠点として関係機関との連携を図り、市の各種介護予防事業の紹介や関連するパンフレット等を設置し、介護予防に資する情報を発信すること。
- オ 来所者には市の発行する冊子等を配付し、介護予防の啓発を行うこと。
- カ 来所者に関しては、心身の状況等の確認や不測の事態に備え、氏名、性別、年齢、現住所、介護認定の有無及び緊急連絡先を把握すること。

なお、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）及び藤沢市個人情報の保

護に関する法律の施行等に関する条例（令和４年藤沢市条例第１７号。）の定めるところに従い適正に取り扱うこと。

キ 来所者の中で心配のある方、何らかの支援を要する方に対しては、必要情報の提供及び関係機関への連携を行うこと。

ク 開設日、開設時間及び利用負担金はわかりやすく明示し、広く周知することで、特定の来所者に限定された活動としないこと。

ケ 利用負担金は、運営に係る経費と藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱に規定する補助金額とを勘案の上決定し、収益につながらない金額を設定すること。

コ 来所者に対し、他の収益事業等に誘導していると思われる行為をしないこと。

サ 来所者の安全に十分配慮し、事故や災害等の有事に際して速やかに対応できる体制を整えておくこと。また、来所者の怪我等に備え、傷害保険等に加入するように努めること。

シ 市の計画する介護予防・認知症予防の普及啓発を目的とした専門職の派遣について協力すること。

（３）運営する団体について

ア 市内に活動拠点を有しており、継続的かつ計画的に活動していること。

イ 構成人数が５人以上であること。（家族及び親族のみの構成は対象外。）

ウ 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。

エ 事業実施の申請時において、団体として設立されていること。

オ 事業実施の会場において、藤沢市から他の補助金の交付を受けた事業を実施していないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。

（１）営利を目的とした場合

（２）政治又は宗教に係る場合

（３）法令又は公序良俗に違反する場合

（補助の対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとし、算定基準に応じて、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の申請手続）

第５条 地域の縁側（介護予防特化型）の運営を実施し、補助金の交付を受けようとする団体は、藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（１）藤沢市地域の縁側（介護予防特化型）運営計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）運営団体の規約

（４）運営団体の名簿

- (5) 地域の縁側（介護予防特化型）を運営する目的で賃借している会場で実施する場合は賃貸借契約書の写し
- (6) 前年度の収支報告書（前年度に活動した実績のある場合）（第4号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、必要に応じて実施場所の現地確認を行った上で、別に定める審査基準に基づき交付の適否を審査し、藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) その他市長が必要であると認めるもの。

（事業着手届の省略）

第7条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた事業については、藤沢市補助金交付規則第5条の規定による事業着手届の提出は、要しない。

（事業の計画変更）

第8条 補助金交付の決定通知を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市地域介護予防活動支援事業計画変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、変更承認の可否を審査し、藤沢市地域介護予防活動支援事業計画変更承認（不承認）決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更の承認をしないことと決定したときは、事業計画変更承認申請した補助事業者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（月次報告）

第9条 補助事業者は、藤沢市地域の縁側（介護予防特化型）月次事業実施報告書（第8号様式）を月ごとに作成し、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（事業の完了）

第10条 補助事業者は、当該年度の事業（活動）が完了したときは、次に掲げる書類を市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市地域介護予防活動支援事業完了届兼事業実績報告書（第9号様式）
- (2) 収支報告書（第4号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付時期は、当該補助対象事業の完了後とする。ただし、事業運営等に支障が出る場合は、補助金の全部又は一部を前金払できるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。また、補助金の交付後、事業を中止又は変更した場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。

(報告の徴収等)

第13条 市は、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、会計帳簿その他必要な書類等を備え付け、当該補助対象事業が完了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日から、この要綱の施行の日までの間に、改正前の第6条第1項の規定により通知をした交付予定額は、改正後の第5条第1項の規定により通知をした交付額とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	算定基準及び補助額
運営費 （光熱水費、通信費、保険料、消耗品費、印刷費等） ただし、ボランティア謝礼、給与等の人件費は除く	1 補助額については、次のとおりとする。 運営費 日額3,000円 ×実施日数とする。 ただし、実施日数は250日を上限とする。
会場使用費	1 会場使用費補助は、運営費補助対象日のみを対象とする。 2 補助の対象となる会場は次のとおりとする。ただし、地域の縁側（介護予防特化型）運営団体が所有する会場で実施する場合には、補助の対象外とする。 （1）自治会館・集会所等既存の施設 （2）民間等の会議室等 （3）地域の縁側（介護予防特化型）を運営する目的で長期間賃借する会場 3 補助額は、日額5,000円を上限とし、実費の補助を行うものとする。 長期間賃借する会場使用費の日額の算出については次のとおりとし、算出した1日の会場使用費を実費とする。 ただし、1月の会場使用費として支払う補助額は月の家賃を上限とする。 月の家賃×12月÷365日＝1日の会場使用費 ※1円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにするものとする。